

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

竹内建設株式会社
千葉県印西市原1-1-5

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年3月15日～令和6年6月14日（3ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4～10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第3号イ（贈賄）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第3号イ（贈賄）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（贈賄）</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p><u>当該区域を対象として</u> <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u></p> <p>当該地域を対象として 2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該地域を対象として 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>